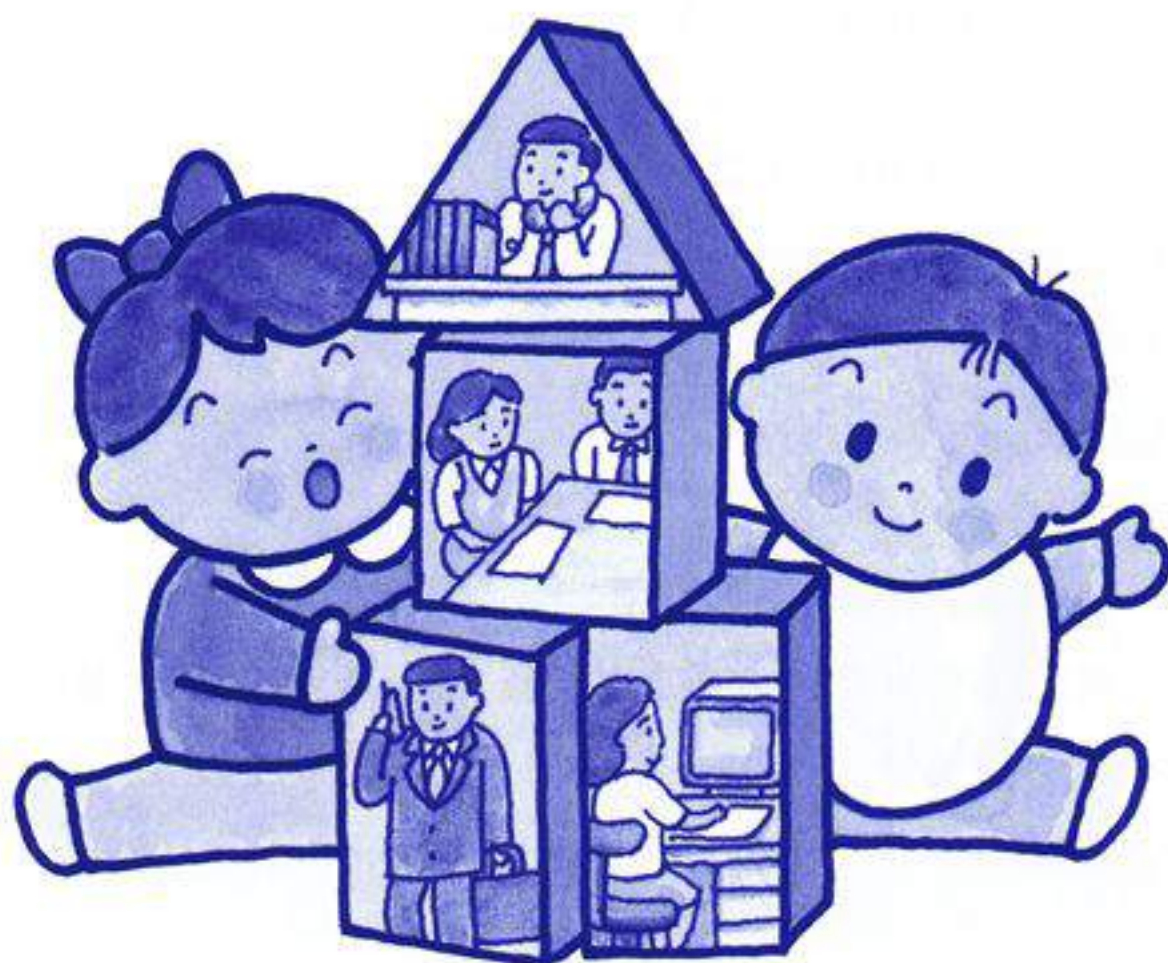


事業所内保育施設設置・運営等助成金

従業員のお子さんを預かる保育施設の
設置、運営等の費用の一部を助成します



1	助成金の対象となる事業所内保育施設	1
2	助成金の対象となる費用及び助成額	3
3	助成金の受給の流れ及び手続	6
4	提出書類一覧	7
5	その他の受給条件	9

●このパンフレットにお示しするほかにも要件等がございますので、
詳細は、都道府県労働局雇用均等室にお尋ねください。

1 助成金の対象となる事業所内保育施設

① 施設の規模

- ◆ 乳幼児の定員が10人以上、
1人当たりの面積が原則として7㎡以上 であることが必要です。
- 建物が合築等の場合には、玄関、廊下等の共用部分のスペースは持ち分に応じて積算し、室内の規模に加算することができます。

② 施設の構造・設備

以下の要件を満たしていることが必要です。

- ① **乳児室、保育室、調理室及び便所**があること。
※乳児室：満2歳未満の子を保育、保育室：満2歳以上の子を保育
- ② 1人当たりの面積は、
乳児室1.65㎡以上、保育室1.98㎡以上であること。
- ③ 乳児室は、保育室と**区画**されていること。
- ④ 乳児室及び保育室は、**採光及び換気**が確保されていること。
- ⑤ 便所には**手洗設備**があり、
乳児室、保育室及び調理室と区画されていること。
- ⑥ **便所の数**は、おおむね幼児20人につき1つ以上あること。
- ⑦ **消火用具、非常口**（通常の出入口の他に設置されていること）、その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

乳児室及び保育室を2階以上に設ける建物の場合

- ◆ 幼児の転落事故を防止する設備を設ける等、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）等の要件に適合すること。

安静室を設ける場合

- ◆ 乳幼児の静養が保たれるように、乳児室及び保育室と区画されていること。
- ◆ **体調不調児**が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.98㎡以上あること。
- ◆ 寝具等を用意し、救急医薬品を備えていること。

※体調不調児：医療機関による入院治療の必要はないが、集団保育が困難な感冒、消化不良（多症候性下痢）等乳幼児が日常かかりやすい疾病や、発熱等の突発的な体調不調が生じた乳幼児であり、長期にわたって安静、療養を必要とする乳幼児を指すものではありません。

③ 施設の設置場所

◆継続的利用を見込める施設で、次のいずれかに設置されていることが必要です。

- (1) 事業所の敷地内
- (2) 事業所の近接地
- (3) 従業員の通勤経路（駅ビル、駅に近接するビル、通勤に便利な場所等）
- (4) 従業員の居住地の近接地（社宅、団地等）

④ 運営

(1) 専任の保育士の配置

乳児	おおむね 3 人につき 1 人以上
満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児	おおむね 6 人につき 1 人以上
満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児	おおむね 20 人につき 1 人以上
満 4 歳以上の幼児	おおむね 30 人につき 1 人以上

※ただし、常時 2 名以上の配置が必要です。

※専任の保育士の配置数は、上記の区分ごとに現に入所している乳幼児数に応じて年齢別に小数点 1 桁（小数点第 2 位以下切捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点 1 桁）を四捨五入した数を満たしており、常時 2 人以上配置されていることが必要です。

(2) 医療機関との協力体制

◆当該事業所において、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できるよう医療機関との協力体制が確保されていることが必要です。

(3) 専任の看護師の配置

◆体調不調児対応型運営を行う場合は、安静室には必ず専任の看護師 1 人が、配置されていることが必要です。

⑤ 施設の利用条件等

- ① 利用者は、原則として、事業主の雇用する従業員（事業主団体は、団体を構成する事業主が雇用する従業員）またはその他の雇用保険の被保険者である従業員とします。
- ② 定員の半数以下に限り、上記以外の一般の利用者を認めることは、差し支えありません。ただし、事業主の雇用する従業員の利用が一人もない月の運営費は支給しないものとします。
- ③ 雇用する従業員の利用条件に就業形態、雇用形態、職種等による制限を設けないこととします。
- ④ 0 歳から小学校入学までの子の全部または一部について利用できるものであることとします。
- ⑤ 保育時間は、利用する従業員の勤務時間を勘案して設定し、利用しやすいものであることとします。
- ⑥ 利用者から保育料を徴収する場合は、保育内容に照らし、地域の他の施設に比べて著しく高額でないこととします。

※事業所内保育施設は、児童福祉法の認可外保育施設であるため、その運営や保育内容等は都道府県等の指導の対象となります。

2 助成金の対象となる費用及び助成額

	助成率等	助成限度額（運営費は1年間の限度額）			
設 置 費	【大企業】 1 / 2 【中小企業】 2 / 3	2,300万円			
増 築 費	1 / 2	増 築	1,150万円 ※5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備		
	1 / 2 × (増加する定員) / (建替え後の施設の定員)	建替え	2,300万円 ※5人以上の定員増を伴う建替え		
運 営 費	1 ～ 5 年 目 【大企業】 1 / 2 【中小企業】 2 / 3 6 ～ 10 年 目 1 / 3	運 営 形 態	現員 (現員が定員を超える場合は定員)	1 ～ 5 年 目	6 ～ 10 年 目
		通常型	15人未満	379万2千円	252万8千円
			15 ～ 20人未満	540万円	360万円
			20人以上	699万6千円	466万4千円
		時 間 延長型	15人未満	505万2千円	336万8千円
			15 ～ 20人未満	729万円	486万円
			20人以上	951万6千円	634万4千円
		深 夜 延長型	15人未満	533万2千円	355万7千円
			15 ～ 20人未満	778万円	518万9千円
			20人以上	1,014万6千円	676万4千円
		体調不調児対応型		上記それぞれの型の運営に係る額 +165万円	上記それぞれの型の運営に係る額 +110万円
保 育 遊 具 等 購 入 費	購入に要した額から 10万円を控除した額	40万円 ※1品の単価が1万円以上（セット販売を含む）、総額20万円以上の 合に限りま。			

- ※ 助成金の対象となる費用は、上記のそれぞれについて、事業所内保育施設に係る部分に限ります。
- ※ 設置費、運営費及び保育遊具等購入費の助成は、それぞれ1事業主または事業主団体につき1施設に限ります。
- ※ 運営期間が1年に満たない場合は、上表の額を月割・日割した額が助成限度額となります。
- ※ 時間延長型及び深夜延長型の助成限度額は、延長時間数または深夜時間数により上表の額より低くなる場合があります。
- ※ 中小企業の範囲については10ページ参照。

運営の形態及び支給限度額について

- ① 通常型：1日の運営時間が11時間未満の施設
- ② 時間延長型：1日の運営時間が11時間以上の施設
※支給限度額は、施設の規模に応じた通常型の支給限度額（4ページの表）に加えて、時間延長単価（現員15人未満：18万円、15～20人未満：27万円、20人以上：36万円）に延長時間数（1日の運営時間－9時間（最大7時間まで））を乗じた額となります。
- ③ 深夜延長型：時間延長型のうち深夜（22時～5時）の運営がある施設
※支給限度額は、施設の規模に応じた時間延長型の支給限度額に加えて、深夜時間単価（現員15人未満：4万円、15～20人未満：7万円、20人以上：9万円）に深夜時間数（最大7時間まで）を乗じた額となります。
- ④ 体調不調児対応型：安静室を設けて専任の看護師を配置して運営を行う施設

1 設置費（事業所内保育施設を設置した場合）

（1） 助成の対象となる設置の種類

①新築、②購入、③既存の所有建物の増改築、④購入した既存建物の増改築、⑤賃借した建物の増改築が対象となります。

※「**1**助成金の対象となる事業所内保育施設」の要件を満たさない施設を、新たに満たす施設に増改築した場合も含まれます。

（2） 助成の対象となる費用

事業所内保育施設の設置に要した費用のうち、新築・増改築の場合は建築工事費、設備工事費、外構工事費及び設計監理料が、購入の場合は購入費が対象となります。

また、支給対象額の算定は、事業所内保育施設の建設に係る専門的・技術的知識を有する者の審査を経て決定されます。

（3） 助成の対象とならない費用

土地の取得に要した費用、土地及び建物の賃借に要した費用、整地のための費用、既存の建物の取り壊しまたは内装部分の取り壊しに要した費用、備品費は対象となりません。

2 増築費（定員増等に伴う増築又は建替えを行い、運営を再開した場合）

過去に設置費または増築費を受給した施設については、運営開始または運営再開後、5年を経過するまでは、増築費の助成対象にはなりません。

なお、増築または建替え後の新たな運営費の助成は行いませんが、現に運営費の助成を受けている場合または受けていた場合には10年間支給対象となります。

（1） 助成の対象となる増築または建替えの内容

① 5人以上の定員増かつ35㎡以上の面積増となる増築または利用定員2人以上かつ面積3.96㎡以上（1人当たり1.98㎡以上）の安静室の増築（安静室の増築については総面積の増加は要件ではありません。）

※増築施設は、増築前後ともに「**1**助成金の対象となる事業所内保育施設」の要件を満たしていることが必要です。

② 5人以上の定員増かつ35㎡以上の面積増となる建替え

※「建替え」とは、既存の事業所内保育施設と同じ事業所の従業員を利用者として、新たに事業所内保育施設を設置し、既存の事業所内保育施設の用途を廃止することをいいます。建替えの対象となる施設は、建替え前後ともに「**1**助成金の対象となる事業所内保育施設」の要件を満たしていることが必要です。

（2） 助成の対象となる費用、対象とならない費用

「1 設置費」に準じます。

3 運営費（事業所内保育施設の運営を開始した場合）

（1）助成の対象となる費用

- ① 事業所内保育施設に配置された専任の保育士または看護師の人件費（給料、諸手当、労働保険料、社会保険料等）。運営を別企業に委託している場合はその委託料のうち専任の保育士または看護師の人件費（事業主または事業主団体が委託企業に支払った金額）
※専任の看護師は、体調不調児対応型運営の場合に限ります。
※労働保険料、社会保険料には、雇用保険料、社会保険料、厚生年金保険料及び厚生年金基金を含み、児童手当拠出金、一般拠出金、退職金積立金は含みません。
- ② 事業所内保育施設が賃貸借施設である場合はその借料
※敷金、礼金、管理費、駐車場代及び土地の借地料は除きます。

（2）支給対象期間等

支給対象期間は、事業所内保育施設の運営を開始した日（事業主又は事業主団体の雇用する従業員が最初に利用を開始した日）から連続する10年間です。

- 運営開始後に運営計画の認定を受けた場合には、運営開始日から認定日の前日までの運営費用は、助成の対象とはなりません。
- 過去に次のいずれかの助成金を受給した事業主等は、運営費の6年目～10年目（5年間を限度）を受給することができます。

- ①事業所内託児施設助成金【国または財団法人21世紀職業財団で支給】
- ②両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）【財団法人21世紀職業財団で支給】
の設置費または運営費（支給対象期間（5年間）を経過していること）
- ③事業所内保育施設整備等助成事業の新築費【財団法人こども未来財団で支給】

ただし、当該事業所内保育施設について、平成21年4月1日以降、託児施設におけるサービスの措置として両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース）を受給した場合には、両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース）の受給期間と合わせて5年間を限度とします。

4 保育遊具等購入費（事業所内保育施設の保育遊具等を購入した場合）

（1）助成の対象となる保育遊具等

- ① 保育室において使用する室内遊具（積木、とび箱等）
 - ② 保育活動に必要な備品（お散歩カー、ピクニックテーブル、椅子、オルガン等の楽器、DVDプレーヤー、ミニシアター等の視聴覚教材、調理用器具等を含みます。）
 - ③ 園庭に設置する遊具（ブランコ、シーソー、すべり台等）
- 設置費または増築費の支給申請と同時に申請を行う場合にのみ受給することができます。
 - 乳幼児の安全に配慮したものとしてください。

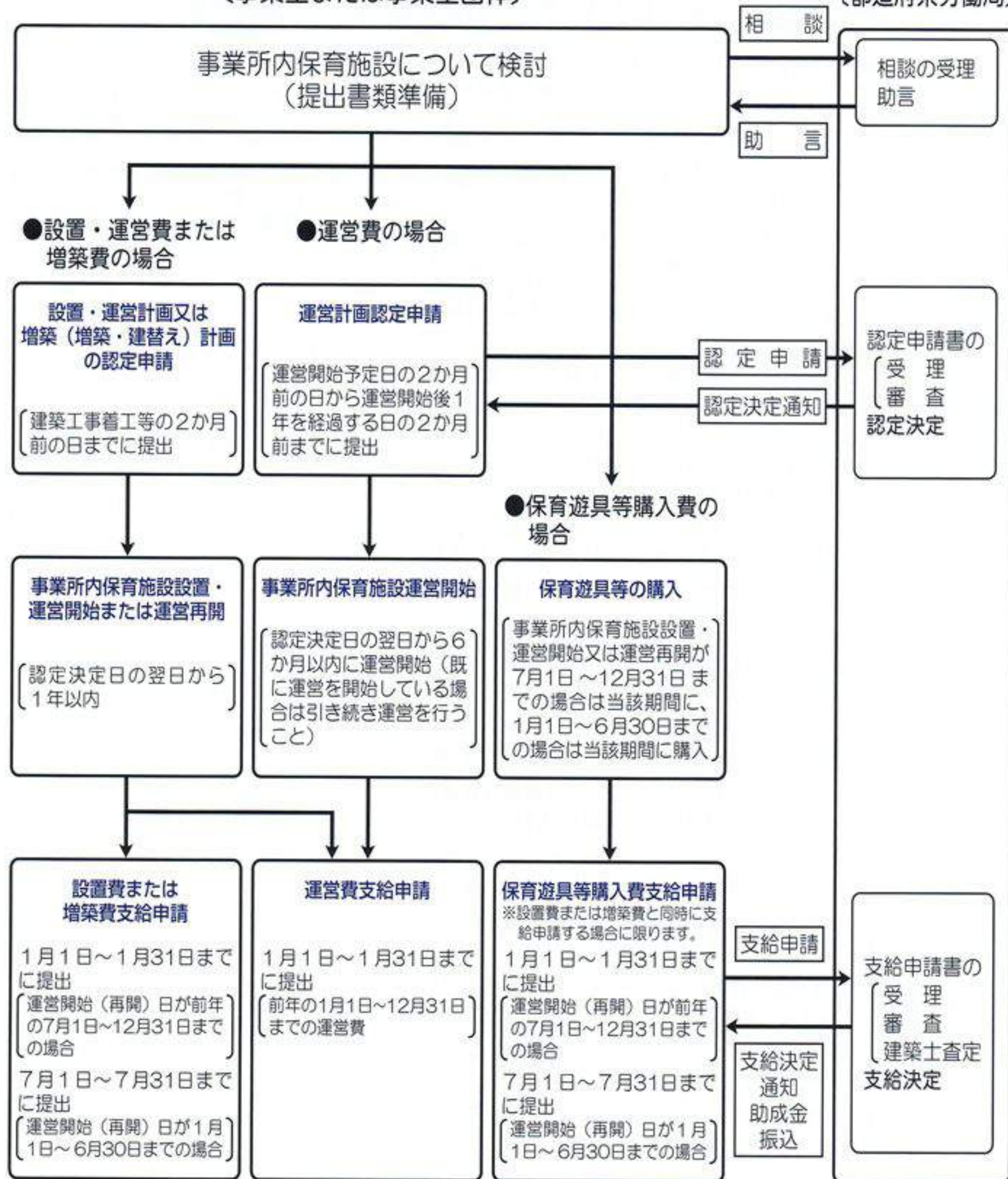
助成金を受給できる事業主等の要件（手続の流れは6ページを参照）

- ① 雇用保険の適用事業の事業主または事業主団体であることが必要です。
- ② 平成22年6月30日から施行された改正後の育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号。以下「育児・介護休業法」といいます）に基づき規定する育児休業（第2条第1号）、所定外労働の制限（第16条の8第1項）及び所定労働時間の短縮措置（第23条第1項）について、労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。
- ③ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づく一般事業主行動計画を、策定・届出、公表及び従業員への周知を行っていることが必要です。

3 助成金の受給の流れ及び手続

〔事業主または事業主団体〕

〔都道府県労働局〕



■申請に当たっての留意事項

- ◆ 都道府県労働局長が助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査の実施または報告を求める場合があります。
- ◆ 申請企業が多い場合には、予算を勘案して対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 助成金の詳細については、都道府県労働局雇用均等室にお問い合わせください。

4 提出書類一覧

1 設置・運営計画、運営計画又は増築計画の認定申請

「事業所内保育施設計画認定申請書」(㊤様式第1号)に下記の書類を添付してください。
※共同事業主の場合は、上記に加えて「共同事業主構成事業主名簿」(㊤様式第1号別紙)が必要です。

	項 目	設置・運営計画			運営計画	増築計画	
		新購	築入	増改 建替		築 築え	増改 建替
事業主・ 共同事業主・ 事業主団体に共通	① 事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図、断面図、立面図、矩計図及び仕上表（建具がある場合は建具表、複数階ある場合は各階の平面図及び断面図）	○		○			○
	② 事業所内保育施設の付近見取図、配置図、平面図、断面図及び立面図（複数階ある場合は各階の平面図及び断面図）				○		
	③ 増築・改築又は建替えに係る部分の増築・改築又は建替え前の平面図、写真			○			○
	④ 事業所内保育施設の利用条件（保育料、保育時間、利用者の範囲等）を明らかにする書類(写)	○		○	○		○
	⑤ 保育所の用途で受けた建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証(写)（同法の適用を受けない増築・改築の場合は増築・改築前の建物の建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写)）	○		○	○		○
	⑥【建物を賃借する場合】建物の賃貸借契約書(写)			△	△		△
	⑦【建物を賃借する場合】建物の所有者の事業所内保育施設設置に関する承諾書（写）			△			△
	⑧【建物を賃借する場合】建物の所有者の事業所内保育施設増築・改築に関する承諾書（写）			△			△
	⑨【借地上に建築する場合】借地の賃貸借契約書(写)	△		△			△
	⑩【借地上に建築する場合】敷地の所有者の建築に関する承諾書（写）	△		△			△
	⑪【申請者が代理人の場合】事業主又は事業主団体の委任状（写）	△		△	△		△
事業主団体	⑫ 定款、寄付行為又は団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等	○		○	○		○
共同事業主	⑬ 共同であることを証明する書類（事業主間の協定書等）	○		○	○		○

- △印は、該当する場合に提出が必要となる書類です。
- 既存の建物を購入し、増築・改築して事業所内保育施設を新設する場合は、「購入」欄と「増築、改築」欄の書類が併せて必要です。
- 「建替え」は、新築、購入、増築・改築による場合があります。
- 共同事業主の場合は、保育施設の設置、運営または増築計画に参加するいずれかの事業主が「事業所内保育施設計画認定申請書」及び添付書類を一括して提出してください。
- 上記書類のほか、認定申請書の記載内容を確認するため、別途書類の提出または提示を求められることがあります。

2 設置費、運営費、増築費または保育遊具等購入費の支給申請

「〔事業所内保育施設設置・運営等助成金（設置費・運営費・増築費・保育遊具等購入費）〕支給申請書」（㊤様式第4号及び㊤様式第4号（続紙））に下記の書類を添付してください。

項 目	設 置 費			運営費	増築費	保 育 遊具等 購入費
	新築	購入	増築 改築			
① 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(写)（同法の適用を受ける場合のみ）	△	△	△		△	
② 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに室内の写真	○	○				
③ 施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真及び室内の写真並びに増築、改築後の写真			○		○	
④ 建物登記簿謄本（所有者が移転した場合は移転後のもの）	○	○				
⑤ 工事請負契約書（工事費内訳書を含む。）（写）及び建築に要した総費用の領収書（写）	○		○		○	
⑥ 売買契約書（写）及び購入に要した費用の領収書（写）		○				
⑦ 【土地付建築物を購入した場合であって、建築物本体の売買価格が不明の場合】不動産鑑定評価書又は市町村長の不動産評価証明書		△				
⑧ 事業所内保育施設の最初の利用者と事業主等の間で交わした利用に関する書類等利用が開始されたことを明らかにする書類（写）（利用開始日が明記された利用申込書等）	○	○	○	○	○	
⑨ 事業所内保育施設に配置される保育士の保育士証（写）、賃金台帳（写）及び出勤簿（写）（保育事業の運営が別企業への委託である場合は、賃金台帳（写）に代えてその委託料のうち保育士の人件費部分（事業主等が委託企業へ支払った金額）を証明する書類）				○		
⑩ 毎年1月1日から12月末日までのうち支給対象期間に該当する期間について、保育の実施状況を明らかにする書類				○		
⑪ 【保育施設が賃借施設である場合】当該施設の賃借料領収書（写）				△		
⑫ 【事業所内保育施設を所管する事業所が医療機関以外である場合】医療機関との協力体制が確保されていることを証明する書類				△		
⑬ 【時間延長型運営を行う場合（運営時間が深夜にわたる場合を含む。）】保育の実施状況を明らかにする書類				△		
⑭ 【体調不調児対応型運営を行う場合】当該事業所内保育施設に配置される看護師の免許証（写）、賃金台帳（写）及び出勤簿（写）（保育事業の運営が別企業への委託である場合は、賃金台帳（写）に代えてその委託料のうち看護師の人件費部分（事業主等が委託企業へ支払った金額）を証明する書類）				△		
⑮ 【体調不調児対応型運営を行う場合】安静室の利用状況を明らかにする書類				△		
⑯ 【保育士を保育従事者研修会に参加させて代替の保育士を雇い入れた場合】代替の保育士に支払った賃金台帳(写)及び保育従事者研修会の開催通知等				△		
⑰ 保育遊具等購入品目の納品書（写）、領収書（写）及び写真						○
⑱ 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、第16条の8第1項に規定する所定外労働の制限及び第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置を定めた労働協約（写）又は就業規則（写）	○	○	○	○	○	○
⑲ 申請者が代理人の場合は、事業主の委任状（写）	△	△	△	△	△	△

1 △印は、該当する場合に提出が必要となる書類です。

2 既存の建物を購入し、増築・改築して事業所内保育施設を新設する場合は、「購入」と「増改築」の書類が必要です。

3 建替えの場合は、新築、購入、増築・改築のいずれかに応じて設置費の添付書類に準じます。

4 当該申請を行ったことのある事業主または事業主団体で、その内容に変更がない場合は、⑨のうち保育士証（写）、⑭のうち免許証（写）、⑧、⑫及び⑱の書類については、再度の提出は不要です。

5 共同事業主が支給申請を行う場合はそのすべての事業主が支給申請を行ってください。ただし、記載事項を明らかにする添付書類は、共同事業主のいずれか1事業主が添付すれば足ります。また、すでに当該申請を行ったことのある共同事業主で、協定書等の内容に変更がなく、自社負担額のない事業主は、支給申請を行う必要はありません。

6 上記書類のほか、支給申請書の記載内容を確認するため、別途書類の提出または提示を求めることがあります。

7 郵送により提出される場合は、簡易書留郵便とし、申請期間末日の消印まで有効です。

5 その他の受給条件

1 助成金の併給について

- ◆ 国等から設置費に係る助成金等を受給している又は受給しようとしている事業主または事業主団体は、この助成金の設置費を重複して受給することはできません。
- ◆ 同一の事業所内保育施設について、国等から増築費または保育遊具等購入費に係る助成金等を受給している、または受給しようとしている事業主または事業主団体は、この助成金の増築費または保育遊具等購入費を重複して受給することはできません。
- ◆ 運営費については、同一の事業所内保育施設について同一の支給対象期間に、国等から設置費に係る助成金等を受給している、または受給しようとしている事業主または事業主団体は、この助成金の運営費を重複して受給することはできません。

2 計画の変更の申請について

- ◆ 計画の認定を受けた事業所内保育施設について、認定内容の各項目を変更しようとする場合及び法人名、事業所名を変更した場合等は、事業所内保育施設計画変更認定申請書を都道府県労働局長に提出しなければなりません。

3 助成金の不支給について

申請事業主または事業主団体が、助成金の対象となる事業所内保育施設の設置、運営、増築または保育遊具等の購入を行っている場合でも、次のいずれかに該当する場合は、不支給となります。

- (1) 労働関係法令の重大な違反を行っていることにより当該事業主に助成金を支給することが適切でないと認められる場合。
- (2) 申請時点において、育児・介護休業法に違反し指導を受けたが是正していない場合。
- (3) 過去2年を超えて労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第19条第1項の一般保険料を納入していない場合。
- (4) 過去3年間に悪質な不正行為により本来受けることのできない助成金等（雇用保険法〈昭和49年法律第116号〉第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金）を受け、または受けようとしたことにより助成金等の不支給措置が執られた場合。

4 返還について

申請事業主または事業主団体が、次のいずれかに該当する場合には、支給した助成金の全部または一部の返還を求めます。

- (1) 不正行為により助成金の支給を受けた場合。
- (2) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合。
- (3) 助成金を受給した施設を、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、または貸し付けた場合。
- (4) 助成金を受給した施設における保育事業を廃止した場合。

◎ 中小企業事業主の範囲

中小企業事業主の範囲は「資本または出資の額」または「常用労働者数」のいずれかが下表に該当する場合となります。

区 分	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

今回の申請に該当するところを○で囲んでください。
設置・運営計画及び増築（増築・建替え）計画の認定
を行う場合は、該当するすべての欄に記入してくださ
い。

申請事業主の住所、名称及び代表者職氏名を記入し、押印してく
ださい。申請者が代理人の場合は、上欄に代理人の記名・押印等
を下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）をし
てください。申請者が社会保険労務士法施行規則に規定する提出代
行者又は事務代理者の場合は、上欄に事業主の記名・押印等を、
下欄に提出代行者又は事務代理者の記名・押印等をしてください。

この申請書を提出する年月日
を記入してください。

該当部分を○で囲んでくだ
さい。

認定申請を行う日の属する月
の初日において、常時雇用す
る労働者（2か月を超えて使
用される者かつ週当たりの所
定労働時間が当該企業の通常
の従業員と同等である者）の
数を記入してください。

①の事業所で常時雇用する労働
者の数を記入してください。

当該申請を行う事業所名を記
入してください。

乳幼児定員は4月1日を算定
の基準日として、同日の満年
齢で区別してください。増築
（増築・建替え）計画の申請
の場合、（ ）内に既存の保
育施設の定員を記入してくだ
さい。

「施設の構造」については、
該当部分に○印をつけ、「主
要な部分の構造」は、例えば
鉄骨鉄筋コンクリート造、木
造等の区分を記入してくださ
い。

上段にはこの申請に係る計画
中の施設の延面積を記入して
ください。増築（増築・建替え）
計画の場合は、（ ）内に既存
の保育施設の面積を記入して
ください。

当該事業所内保育施設の利用
条件を明らかにする書類に記
載されている時間を記入して
ください。

保育施設を所管する事業所の
主な所定労働時間を記入して
ください。

③ 様式第1号

事業所内保育施設計画認定申請書

（労働局提出用）

事業所内保育施設について（設置・運営・通常型運営・時間延長型運営・深夜延長型運営・体調不調児対応型運営）増築（増築・建替え）
計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 22 年 4 月 17 日
〇〇労働局長 殿

申請事業主 住所 〒111-1111 東京都〇〇区☆☆〇-△-×
名称 (株)〇〇
又は 氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印
代理人 代表取締役社長 〇〇 〇〇
代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に申請事業主の記名（押印
要）を、社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に社会保険
労務士の記名押印等をしてください。
申請事業主 住所 〒
又は 名称
社会保険労務士
（提出代行者・
事務代理者） 氏名 印

1 申請者の区分		①常時雇用する労働者の数 1,000 人		③主たる事業（大分類 P1） ア 小売業・飲食店 イ サービス業 ウ 卸売業 エ その他（ ）		④事業所総数 6 か所	
2 申請者 (1) 単独事業主又は共同事業主の場合 (2) 事業主団体の場合		②資本の額又は出資の総額 1億 円		⑤他の都道府県に所在する事業所数 2 か所			
3 単独事業主又は共同事業主の場合、申請事業主の事業所のうち当該保育施設を所管する事業所		①構成員事業所数		②事業所内保育施設利用事業所数			
		③構成員事業主の主な業種		④雇用保険適用事業所番号		⑤労働保険番号	
		①名称 (株)〇〇		②所在地 〒111-1111 (In 03-1111-〇〇〇〇) 東京都〇〇区☆☆〇-△-×		③常時雇用する労働者の数 300 人	
		④雇用保険適用事業所番号 270××××××××××		⑤労働保険番号 270××××××××××			
4 計画 保育施設の内容概要		①名称 〇〇保育所		②所在地 東京都〇〇区☆☆〇-△-×			
		③施設を利用できるその年齢 (0 ~ 6 歳)					
		④乳幼児定員 計 10 人 (定員増に伴う増築又は建替えの場合、既存の保育施設の定員) () 人 () 人 () 人 () 人 () 人 () 人		ア 0歳児 3 人 イ 1歳児 2 人 ウ 2歳児 2 人 エ 3歳児 2 人 オ 4歳以上児 1 人			
		⑤職員数 専任の保育士 3 人 専任の看護師 人 その他の職員 人					
		⑥施設の構造 (耐火) ・ 準耐火 ・ その他 木造		主要な部分の構造 木造			
		⑦棟数及び階数 1 棟 1 階建 1 階					
		⑧施設の延面積 (定員増若しくは増築又は建替えの場合、既存の保育施設の面積) 80 m ²		内 訳			
				保育室 25 m ² 乳児室 20 m ² 調理室 15 m ² 便所 5 m ² 安静(医務)室 m ² その他 15 m ²			
		⑨保育時間 8 時 30 分 ~ 18 時 30 分 (ア 9.5 時間)		⑩保育料の徴収予定月(日)額			
		イ アが11時間以上あり (ア-9時間= 時間)					
		ウ アに深夜時間(午後10時~午前5時)あり(午後10時以後の時間数 時間)		10,000 円			
		⑪所定労働時間 9 時 00 分~17 時 30 分		⑫運営開始(再開)予定年月日 平成22 年10 月 1 日			
		⑬運営開始から5年間の施設の利用者見込み数(うち他事業所の労働者の乳幼児数)		1年次 8 人 2年次 10 人 3年次 10 人 4年次 10 人 5年次 10 人			
		⑭施設が賃借の場合		ア 賃借の相手方名			
				イ 賃借期間 平成 年 月 日~平成 年 月 日		ウ 賃借料 円/月	

申請書（保様式第1号）記載例

設置・運営計画及び増築計画の認定申請を行う場合は、該当するすべての欄を記入してください。

該当部分を○で囲んでください。

保様式第1号 (労働局提出用)

計 画 の 内 容	① 予算額	設置の場合		増築・建替えの場合		② 予定工事期間	
		新築・増築・改築・購入		建替えの種類	新築・増築・改築・購入	着工	
	総額 22,000,000 円 (共同事業主の場合、自社負担額 円)		総額 円 (共同事業主の場合、自社負担額 円)			平成 22 年 7 月 1 日	
					完成	平成 22 年 9 月 15 日	
	③ 施設の購入	ア 購入の相手方名			イ 購入(予定)日 平成 年 月 日		
④ 施設の敷地の状況等	ア 面積(事業所と区分できない場合は利用できる面積)					100 ㎡	
	イ 施設の建築面積					80 ㎡	
	ウ 所有地・借地別 (所有地) ・ 借地(所有者名) ・ 買取予定地						
⑤ 建築確認申請	(必要あり) ・ 必要なし(理由)						

「ア 面積」は保育施設の敷地面積を、「イ 施設の建築面積」は保育施設の建築面積を記入してください。

6 同一事由による他の助成金等の受給状況(今回の認定申請に係る「保育施設」に対する他の助成金の受給及び受給予定の有無について、該当するところを○で囲んでください。)

区 分	設置費	運営費	増築費	過去5年間に於ける保育施設増設費
地域求職者雇用奨励金	有・無	-	有・無	有・無
通年雇用奨励金	有・無	-	有・無	有・無
病院内保育所施設整備事業の補助金	有・無	-	-	-
病院内保育所運営事業による院内保育施設への補助金	-	有・無	-	-
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	有・無	-	-	-
地域介護・福祉空間整備推進交付金	-	有・無	-	-
育児・介護費用等補助コース	-	有・無	-	-
事業所内保育施設の設置・運営等に係るその他の助成金等	有・無 助成金等の名称	有・無 助成金等の名称	有・無 助成金等の名称	有・無 助成金等の名称

他の助成金の受給または受給予定の有・無を記入してください。

7 下記項目に関し、申請事業主又は申請事業主団体について該当する場合は「有」を、該当しない場合は「無」をそれぞれ○で囲んでください。

項 目	該当の有無
(1) 認定申請日において、2年間を超える労働保険料滞納の有無 労働保険事務組合への労働保険に係る事務委託	有・無 (有・無)
(2) 認定申請日までの過去3年間に、偽りその他不正の行為により雇用保険二事業に係る各種給付金等の不支給措置が執られていることの有無	有・無

この申請書について問い合わせできる方について記入してください。

8 記載担当者(当該企業において本申請に係る担当者について記入してください。)

記載担当者	役職	総務課長	氏名	× × × ×	連絡先電話番号	03-1111-0000
-------	----	------	----	---------	---------	--------------

※ 処理 欄	受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	-
	審査結果	認定 ・ 不認定	認定番号	-
	決定年月日	平成 年 月 日	決定通知日	平成 年 月 日
	局長	室長	担当	備考

「※処理欄」は記入しないでください。

今回の申請に該当するところを○で囲んでください。運営費は運営の形態についても該当するところを○で囲んでください。設置費又は増築費の支給申請を行う場合は「4 運営費」欄及び「5 保育遊具等購入費」欄に、運営費の支給申請を行う場合は「3 設置費・増築費」欄及び「5 保育遊具等購入費」欄に斜線を引いてください。

申請事業主の住所、名称及び代表者職氏名を記入し、押印してください。申請者が代理人の場合は、上欄に代理人の記名・押印等を下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)をしてください。申請者が社会保険労務士法施行規則に規定する提出代行者または事務代理者の場合は、上欄に事業主の記名・押印等を、下欄に提出代行者または事務代理者の記名・押印等をしてください。

この申請書を提出する年月日を記入してください。

「事業所内保育施設設置・運営・増築計画(変更)認定決定通知書」に記載された認定番号と認定年月日を記入してください。

4月1日を算定の基準日として、同日の満年齢で区分してください。

支給対象期間における1日平均保育乳幼児数を記入してください。

「その他の職員」は、調理師、栄養士、事務員等を指します。

「施設の構造」については、該当部分に○印をつけ、「主要な部分の構造」は、例えば鉄骨鉄筋コンクリート造、木造等の区分を記入してください。

保育施設を所管する事業所の主な所定労働時間を記入してください。

「面積」は保育施設の敷地面積を、「施設の建築面積」は、保育施設の建築面積を記入してください。

保育施設の運営開始日及び運営を開始した日から起算して10年を経過する日を記入してください。

前年の1月1日から12月31日までの間で、保育施設を運営した期間を記入してください。

体調不調児対応型運営に伴う運営費を申請する場合に記入してください。

③ 様式第4号 (労働局提出用)

〔事業所内保育施設設置・運営等助成金(設置費・運営費・増築費・保育遊具等購入費)〕支給申請書

事業所内保育施設設置・運営等助成金について(設置費・運営費・増築費・保育遊具等購入費)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 23 年 1 月 10 日

〇〇労働局長 殿

申請事業主 住所 〒 111-1111 東京都〇〇区☆☆〇-△-×
又は 代理人 名称 (株)〇〇
氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

申請事業主 住所 〒
又は 代理人 名称
氏名 印

認定番号 22 - 1 認定年月日 平成 22 年 6 月 10 日
平成 年 月 日

区分 (単独事業主) 事業主団体 共同事業主

1 申請者 (1) 単独事業主又は共同事業主の場合 ① 常時雇用する労働者の数 1,000 人 ② 主たる事業(大分類) P1 サービス業
③ 資本の額又は出資の総額 1 億 円 ア 小売業・飲食店 イ サービス業
ウ 卸売業 エ その他

(2) 事業主団体の場合 ① 構成員事業所数 ② 事業所内保育施設利用事業所数
③ 構成員事業主の主な業種
④ 雇用保険適用事業所番号 ⑤ 労働保険番号

1 保育施設を所管する事業所 ① 名称 (株)〇〇 ② 所在地 〒 111-1111 東京都〇〇区☆☆〇-△-× (TEL 03-1111-〇〇〇〇)
③ 雇用保険適用事業所番号 270×-×××××××× ④ 労働保険番号 270××××××××××

2 保育施設の概要 ① 名称 〇〇保育所 ② 所在地 〒 111-1111 東京都〇〇区☆☆〇-△-×

③ 乳幼児定員 (定員増に伴う増築費(増築又は建替え)の発生、既存の保育施設の定員) 計 10 人 ア 0歳児 3 人 イ 1歳児 2 人 ウ 2歳児 2 人 エ 3歳児 2 人 オ 4歳以上児 1 人
④ 現在の乳幼児数 (うち他事業所の労働者の乳幼児数) 計 9 人 ア 0歳児 2 人 イ 1歳児 2 人 ウ 2歳児 2 人 エ 3歳児 2 人 オ 4歳以上児 1 人

⑤ 職員数 専任の保育士 3 人 専任の看護師 人 その他の職員 人

⑥ 施設の構造 耐火 準耐火 その他 主要な部分の構造 木造

⑦ 棟数及び階数 1 棟 1 階建 1 階

⑧ 施設の延面積 (定員増若しくは安静室の増築又は建替えの場合、既存の保育施設の面積) 80 m² 内訳
保育室 25 m² 乳児室 20 m² 便所 5 m² 調理室 15 m² 安静(医務)室 0 m² その他 15 m²

⑨ 保育時間 8 時 30 分 ~ 18 時 00 分 (ア 9.5 時間) ⑩ 保育料 月(日) 額 10,000 円
イ アが11時間以上あり(ア-9時間=時間) ウ アに深夜時間(午後10時~午前5時)あり(午後10時以後の時間数=時間)

⑪ 所定労働時間 9 時 00 分 ~ 17 時 30 分 ⑫ 運営開始(再開)年月日 平成 年 月 日

3 設置費・増築費の概要 ① 工事期間 (施工) 平成 22 年 7 月 1 日 ~ (完成) 平成 22 年 9 月 15 日
施設が賃借の場合 賃借の相手方名 賃借期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 賃借料 円/月
購入の場合 購入の相手方名 購入年月日 平成 年 月 日
施設の敷地の状況 面積 100 m² 所有地・借地別 (所有地) 借地 (所有者名)
設置費の発生 80 m² 増築費の発生 施設の建築面積 m²

② 工事の総費用 (敷地の取得に要した費用は除く) 22,000,000 円 (共同事業主の場合、自社負担額 円)

4 運営費 ① 支給対象期間 ア 運営開始(再開)日 平成 22 年 10 月 1 日 イ 10年を経過する日 平成 32 年 9 月 30 日
② 今回の支給申請に係る対象期間 ア 通常型運営 平成 22 年 10 月 1 日 ~ 平成 22 年 12 月 31 日
イ 時間延長型運営 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
ウ 深夜延長型運営 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
エ 体調不調児対応型運営 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

③ 今回の支給申請に係る運営費 (共同事業主の場合、自社負担額) ア 合計 円 専任の保育士人件費 円 賃借料 円
(1,500,000 円) (1,500,000 円) (円)
イ 専任の看護師の人件費 円 (円)

5 保育遊具等購入費 購入に要した総経費 円

給申請書 (保様式第4号) 記載例

様式第4号		(労働局提出用)	
振込先	☐ 銀行 ☐ 信用金庫 口座の種類 ☒ 普通 ☐ 当座 口座番号 6666666		
記載担当者	役職 総務課長	氏名 × × × ×	連絡先電話番号 03-2222-0000
受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	-
設置費	審査結果	支給・不支給	決定年月日 平成 年 月 日 決定番号 -
	①助成対象設置費額		円 ② 中小企業事業主 ①×2/3 中小企業事業主 以外の事業主 ①×1/2
	③支給限度額	23,000,000 円	④支給決定金額(②と③のいずれか低い額)
			, 000 円
運営費	審査結果	支給・不支給	決定年月日 平成 年 月 日 決定番号 -
	施設の規模 (現員又は定員のうちいずれか低い数) ① 15人未満 ② 15~20人未満 ③ 20人以上		
	A 通常型運営	①助成対象運営費の額	円 ② (月分) ①×2/3 (月分) ①×1/2 (月分) ①×1/3
	B 時間延長型・深夜延長型運営 (延長した時間) 延長時間数 時間× 万円 深夜時間数 時間× 万円	③今回の支給対象期間の 支給限度額(A+B)	円 ④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額)
			, 000 円
	C 体調不調児対応型運営	①助成対象運営費の額	円 ② (月分) ①×2/3 (月分) ①×1/2 (月分) ①×1/3
			, 000 円
	③今回の支給対象期間の 支給限度額(C)		円 ④支給決定金額 (②と③のいずれか低い額)
			, 000 円
	運営費支給決定金額の合計(④の合計)		, 000 円
増築費	審査結果	支給・不支給	決定年月日 平成 年 月 日 決定番号 -
	ア 既存施設の増築(増築)	①助成対象増築費額	円 ② ①×1/2の額
	③支給限度額 11,500,000 円		④支給決定金額(②と③のいずれか低い額)
			, 000 円
	イ 既存保育施設の増築(増築)	①助成対象増築費額	円 ③ ①×2×1/2の額
②増加した定員の割合		増築後の施設の定員(人) - 既存の施設の定員(人) = 増築後の施設の定員(人)	
④支給限度額 23,000,000 円		⑤支給決定金額(③と④のいずれか低い額)	
		, 000 円	
保育遊具等購入費	審査結果	支給・不支給	決定年月日 平成 年 月 日 決定番号 -
	①助成対象購入費額	円 ② ① - 100,000円の額	円
	③支給限度額 400,000 円	⑤支給決定金額(②と③のいずれか低い額)	
		, 000 円	
総支給決定金額	(設置費④+運営費④+増築費アの④又はイの⑤+保育遊具等購入費④の合計)		
		, 000 円	
決定通知日	平成 年 月 日		
局長	室長	担当	備考

振込先について具体的に記入してください。

この申請書について問い合わせできる方について記入してください。

「※処理欄」は記入しないでください。

事業所内保育施設設置・運営等助成金支給申請書（保様式第4号（続紙））記載例

（保）様式第4号（続紙）

（労働局提出用）

事業所内保育施設設置・運営等助成金支給申請書

申請日	平成 23 年 1 月 10 日	名称（株）〇〇 所在地 〒 111-1111 東京都〇〇区☆☆〇-△-×
申請内容	☒ 設置 ・ ☒ 運営 ・ 増築 ・ 保育遊具等購入費	

8 制度導入の有無

① 育児休業制度	☒ 有 ・ 無	② 所定外労働の制限及び 所定外労働の短縮措置	☒ 有 ・ 無
----------	---	----------------------------	---

9 一般事業主行動計画の策定・届出かつ公表・周知の有無

☒ 有 ・ 無

10 同一事由による他の助成金等の受給状況（今回支給申請に係る「保育施設」に対する他の助成金の受給及び受給予定の有無について、該当するところを○で囲んでください。）

区 分	設置費	運営費	増築費	過去5年間に おける 保育遊具等購入費
地域求職者雇用奨励金	有・ ☒ 無	—	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無
通年雇用奨励金	有・ ☒ 無	—	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無
病院内保育所施設整備事業の補助金	有・ ☒ 無	—	—	—
病院内保育所運営事業による院内保育施設への補助金	—	有・ ☒ 無	—	—
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	有・ ☒ 無	—	—	—
地域介護・福祉空間整備推進交付金	—	有・ ☒ 無	—	—
育児・介護費用等補助コース	—	有・ ☒ 無	—	—
事業所内保育施設環境づくり支援事業	—	—	—	有・ ☒ 無
事業所内保育施設の設置・運営等に係るその他の助成金等	有・ ☒ 無 助成金等の名称	有・ ☒ 無 助成金等の名称	有・ ☒ 無 助成金等の名称	有・ ☒ 無 助成金等の名称

11 下記項目に関し、申請事業主又は事業主団体について、該当する場合は「有」を、該当しない場合は「無」をそれぞれ○で囲んでください。

項 目	該当の有無
（1）支給申請日において、2年間を超える労働保険料滞納の有無	有・ ☒ 無
労働保険事務組合への労働保険に係る事務委託	（有・ ☒ 無）
（2）支給申請日までの過去3年間に、偽りその他不正の行為により雇用保険二事業に係る各種給付金等の不支給措置が執られていることの有無	有・ ☒ 無

該当部分を○で囲んでください。

次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定・届出かつ公表・周知し、その旨を都道府県労働局長に提出していることの有無を記入してください。なお、「無」の場合は支給できません。

他の助成金の受給または受給予定の有・無を記入してください。

育児・介護雇用安定等助成金のご案内

仕事と家庭が両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主の方を対象とする各種助成金制度をご活用ください。

事業所内保育施設設置・運営等助成金

支給機関：都道府県労働局

事業所内に従業員のための保育施設を設置・運営したとき

中小企業子育て支援助成金

支給機関：都道府県労働局

常用労働者100人以下の企業において、育児休業取得者の利用者が初めて生じたとき

両立支援レベルアップ助成金

支給機関：(財)21世紀職業財団

代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を現職等に復帰させたとき

休業中能力アップコース

育児休業または介護休業を取得した従業員が、スムーズに職場に復帰できるようなプログラムを実施したとき

子育て期の短時間勤務支援コース

小学校第3学年終了までの子を養育する従業員が利用できる短時間勤務の制度を設け、利用者が生じたとき

育児・介護費用等補助コース

従業員が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の補助を行ったとき

◆受給のためには、雇用保険の適用事業主または事業主団体であることが必要です。

◆中小企業事業主の範囲は、以下のいずれかに該当する場合となります。

(中小企業子育て支援助成金及び両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)は除く)

区 分	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

育児・介護雇用安定等助成金に関するホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/02.html>

[参考] 事業所内保育施設に係る法人税の優遇措置（割増償却）について

平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間に、一定の要件の下、法人が事業所内保育施設を新設される場合、法人税の優遇措置（割増償却）が受けられます。

- 税務署への申告には、都道府県（または指定都市、中核市）が交付した確認書が必要となります（確認書の交付事務手続については、都道府県等の児童福祉担当課にお問い合わせください）。

要 件

◆適用法人：

- ① 青色申告書を提出する法人で、事業所内保育施設を設置するもの
- ② 大企業（従業員301人以上）・・・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に取組方針を明記し、これを厚生労働大臣に対し届け出し、かつ、公表すること。
中小企業（従業員300人以下）・・・上に同じ（ただし、公表することは除く）。

◆人数要件等：定員10名以上（中小企業にあっては6名以上）の事業所内保育施設であること。

※その他、施設の構造・設備、保育士の配置等の要件あり。

◆利用条件：原則、事業所内保育施設の利用者の総数のうち半数以上が自社の従業員であること。

※利用者総数のうち半数未満であれば、他社の従業員や近隣住民の利用も可。

優遇措置の内容

上記の要件を満たす場合は、①建物及びその付属設備（新設及び既存施設の改修を含む。）、②遊戯具や防犯用の器具及び備品について、5年間20%（中小企業にあっては30%）の割増償却が受けられます。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 少子化対策担当
（電話番号：03-3581-1403）

（参考）内閣府ホームページ http://www8.cao.go.jp/shoushi/12budget_tax/index.html

都道府県労働局雇用均等室一覧

平成22年4月1日現在

都道府県	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-263-1220	058-263-1707	500-8842	岐阜市金町4丁目30番地 明治安田生命岐阜金町ビル3階 ※
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階
愛媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎
大分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎（1号館）3階

※平成23年1月から、〒500-8723 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎へ移転予定。移転後の電話番号・FAX番号は未定。

H22.10